

令和7年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第2回会議 議事録

日時 令和7年10月9日（木）午後2時から午後4時

場所 豊田市役所南庁舎3階 南31会議室他一部ZOOMを活用したオンライン会議

出席者（委員）※敬称略

【会長】松山剛久（愛知県弁護士会）、【副会長】川上明子（愛知県司法書士会）、
榎本康宏（豊田加茂医師会）、工藤明人（愛知県社会福祉士会）、
杉村龍也（愛知県厚生農業協同組合連合会豊田厚生病院）、
山地香代子（豊田市基幹包括支援センター）、阪田征彦（豊田市地域自立支援協議会）、
鈴木満（豊田消費生活センター）

オブザーバー ※敬称略

小川彩子（名古屋家庭裁判所岡崎支部 主任書記官）、
野村奈都子（同裁判所書記官）

事務局（豊田市、社会福祉法人豊田市社会福祉協議会）

次第

- 1 開会・福祉部長 挨拶
- 2 委員・オブザーバー紹介
- 3 豊田市成年後見・法福連携推進協議会令和7年度の進め方について
- 4 議事
(1) 第2次豊田市成年後見制度利用促進計画（案）について【協議】

議事録（要旨）

1 開会・福祉部長 挨拶

【福祉部長】

- ・多用中の参加に感謝する。本日は、第2次成年後見利用促進計画の内容について議論をしていただく。
- ・現在、地域福祉計画を策定中であり、この計画は地域福祉推進の基盤となる。地域福祉計画の中に、再犯防止計画、重層的支援体制整備事業促進計画も包含される形で策定を進めている。
- ・成年後見利用促進計画については、皆さまの意見を聞きながら、確実に推進ができるよう、地域福祉計画に落とし込んでいけたらと思う。
- ・限りある時間ではあるが、忌憚のない意見をいただければと思う。

2 委員・オブザーバー紹介

(事務局より、席次表を説明)

3 豊田市成年後見・法福連携推進協議会令和7年度の進め方について

(事務局より、本資料3ページを説明)

4 議事

(1) 第2次豊田市成年後見制度利用促進計画(案)について【協議】

(事務局より、本資料4～15ページを説明)

【社協】

- ・身寄りを頼ることができない方の事業として、今年4月から結サポート事業が開始。
- ・まだまだ課題感はあるため、第2次成年後見利用促進計画にも記載しながら、課題解決に向けた取組を考えていきたい。

【工藤】

- ・(本資料7ページ)意思決定フォロー講座についても具体的な数字があると、現状が見えてくると思う。
- ・(本資料9ページ)「身寄りを頼ることができない」と言うと高齢者がクローズアップされがちではあるが、障がい者向けの視点も必要。
- ・(本資料15ページ)「意思決定支援」と「意思尊重」の言葉の使い分けに意図があるか。

→【市】

- ・(本資料7ページ)実績については、昨年度40名程度、今年度20名程度の受講者。市民参画の状況について記載を修正していけたらと思う。
- ・(本資料9ページ)重層的支援を行う中では、高齢者の観点だけではなく、8050問題等も合わせて考えていく必要があるとの認識のもと、「親亡き後の支援」の記載をさせていただいている。結サポート事業を実施していく中で、障がいのある子どもがいる高齢者からのニーズがあった際に、障がいの支援体制につなげられるよう、障がい福祉課も関わり連携の仕組みを検討している。計画上は詳細な記載で示すことが難しいが、ご指摘いただいた課題感については認識をした上で、今後の検討を進めていきたい。
- ・(本資料15ページ)地域福祉計画策定にかかるアンケートで、「自分の意思が尊重されるようなまちになっているか」という、本人側(市民側)が主語になる設問を設けたため、これに従い「意思尊重」と記載させていただいた。「意思決定支援」は支援者側の言葉として使われることが多いため、言葉の使い分けをさせてもらった。

→【社協】

- ・9月16日と21日に意思決定フォロー講座を開催し、合計で22名が受講。
- ・登録希望者については、10月末までに登録書を提出していただく。
- ・結サポート（くらし安心）事業における身寄りを頼ることができない方の定義については、①家族親族がいない方 ②家族親族がいるけれども頼れない方 ③家族親族がいるけれども遠方である方としている。
- ・結サポート事業を立ち上げるのにあたりワークショップを開催し、そこには、障がい当事者や親の会にも参加してもらいながら、課題感を確認しながら結サポート事業を作っていた。現状としては、障がい当事者や親の会に結サポートの事業説明をしている中で、結サポート事業だけですべてが解決できるわけではないため、新たな課題感の意見も聞きながら、ブラッシュアップしていきたい。

【杉村】

- ・先日、結サポートの研修をMSWやケアマネ向けに実施していただいた。事業の充実にはますます期待しているところである。
- ・医療ソーシャルワーカーの会で、結サポート事業について話し合いをする予定だが、「緊急連絡先や後見人がいないと施設入所ができない現状は変わらない」との話題が出てきている。結サポート事業がしっかりと活用されるためにも、周知や浸透が必要。実際に活用した事例があると分かりやすいと思う。
- ・豊田市では、様々な支援者のノウハウを集約した「支援のレシピ集」も作成してきた。こうした知識や資源の共有は、MSWとしても非常に有益であるので、結サポートの充実だけでなく、レシピ集の充実や更新も進めていただきたい。

→【市】

- ・一昨年に作成したレシピ集とは、既に取り組んでいる実践ノウハウ等の情報を束ね、取りまとめたもののこと。レシピ集をより充実させられるよう、計画を通じて浸透についても検討していけたらと思う。

→【社協】

- ・結サポート事業の周知については、様々な機会をいただいている。
(9月：ケアマネに5回説明、10月：精神障がいの親の会で説明等)
- ・チラシを各機関に配布しながら、結サポート事業（日常生活・入院入所・死後事務）それぞれのパンフレットを作成中。使い方の具体的な周知についても図っていく。
- ・どう活用したら良いか、との声もあるため、具体的な活用の仕方等については研修等を進めていきたい。

【阪田】

- ・現時点での課題感があれば、お聞きしたい。
- ・周知も大切ではあるが、その先の「どう生かすか」の視点が必要。支援関係機関が自分の支援に活かせるか落とし込まないと進んでいかない。

→【社協】

- ・支援関係機関からの期待は大きい事業であるとの理解。これまでは身元保証会社のみであったのが、社会福祉協議会がやってくれることが安心、低料金であることが安心、との声もいただいている。
- ・立ち上げ時のワークショップの際にも出たが、結サポート事業だけでは解決できない課題もまだまだある。入院時のペット問題、アパート契約時の身元保証等。

【阪田】

- ・ペットショップについては、就労移行や就労継続支援B型事業所の活用もできる可能性。
- ・「取組みの概要」において、ふるさと納税の記載があるが、他市の事例では、例えばお墓掃除などで就労継続支援B型事業所が活躍されていることも聞いたことがある。
- ・居住支援の課題についても、課題感を不動産会社や大家に相談することも必要。
- ・障がい者の活躍する機会の視点も含めて検討いただきたい。

→【社協】

- ・ペットについては、動物愛護センターや企業等、各種団体と調整を図っている。
- ・様々な課題があるが、行政や社会福祉協議会だけでは解決できないため、今後も地域連携ネットワークの中で検討していきたい。

【川上】

- ・これまでは身元保証の代替、例えば施設入所するためだけに後見制度を使って対応するといった状況もあったと認識している。
- ・結サポートが開始されて、こうした状況に変化はあるか。センターや市長申立ての相談内容の状況も含めて教えていただきたい。

→【社協】

- ・入院入所：今年4月から、日常生活：今年10月から、死後事務：来年1月から、と段階的な実施をしている。
- ・市からの委託として、包括的な相談窓口を設置している。身寄りを頼ることができない方だけではなく、様々な相談を一度受け止め、必要な支援関係機関につなぐ。つなぐ先の一つが結サポート事業。

→【市】

- ・市長申立てとして開始する理由としても、依然と施設入所のためといったものは多い印象。特に生活保護受給者。
- ・身寄りがあろうとなかろうと安心して暮らせるよう、地域福祉の視点を踏まえた方針として、計画の策定を進めてまいりたい。

【阪田】

- ・今後ますます市民後見人の活躍が期待される。それに向けては、センターによるバックアップが極めて大切である。
- ・この点について、市民後見人の受任後、センターで実施しているバックアップや支援の実態、課題はどうか。

→【社協】

- ・令和7年9月末時点で31人の市民後見人が活躍している。
- ・複数での受任が大きな特色であり、市民後見人としてはいつでも交代できることにより安心感が持てる。
- ・フォローアップ研修、24時間相談ができる体制、市民後見人同士の交流会（年1回）等の取り組みを実施しており、安心して受任できる体制をとっている。
- ・市民後見人が増えることで、後見センター自体の負担も多くなってくるのが課題
- ・通常の監督人業務もあるため、そういった点では専門職の力を借りられないか検討してもらえると良い。

→【市】

- ・昨日、家庭裁判所の連絡協議会でも、市民後見人が活躍するためには、組織的なバックアップが必要との議論があった。
- ・豊田市では中田氏から説明した体制ではあるが、専門職が相談会を開催し、報告書の確認をする等の事例（大阪市）もある。
- ・持続可能性を加味すると、今後はどんな体制が良いかは精査が必要だが、支援体制についてもベストミックスで検討できたら良いと考えている。引き続き相談させていただきたい。

→【松山】

- ・専門職が説明をしないといけない書類様式であること自体が問題であるとも感じる。

→【杉村】

- ・市民後見人が困ったら後見センターに相談できる、現状の複数受任は適切な体制。
- ・複数受任体制は維持していただけると現場としてはありがたい。

【工藤】

- ・市民後見人、社会福祉協議会のマンパワーについて、人を育てていく体制が必要。

→【市】

- ・必要な体制を検討していくことは大切であると認識している。

→【社協】

- ・現在、125人が講座終了。31人は受任をしているが、90人は待機状態。
- ・特性や能力に応じてではあるが、市民後見人として活躍していきたい方もいる。
- ・社会参画によりそう市民参画。意思決定フォロワーもそうだが、色々な形の参画で市民の活躍を支援していけたらと思う、

【川上】

- ・専門職がどんな案件でも受けていくことはほぼ不可能。
- ・限られた人材の中で、持続可能な受任体制にしていくためには、今でも取り組んでいる部分もあるが、専門性の発揮すべき課題が終了したら、市民後見人などに速やかにリレーできる環境、最初から専門職と市民後見人が複数受任し、課題解決後に専門職が速やかに離脱できる環境の整備が一層必要。

→【社協】

- ・法的課題がある方でも、話し相手がいることで安心する方は多い。
- ・人員体制も増えるような要望をしていきたい。

→【市】

- ・社会福祉協議会だけでは解決できないことも多いため、組み合わせながら担い手の数の問題を解決できればと思う。担い手が不足する社会の中で、効果的で実現可能な方法を検討していけたらと思う。

→【小川】

- ・複数受任において、後見人等の交代及び辞任の時期については、裁判所から促すというわけではなく、課題が解決した後などに、後見人等が手続きを行うことが多いように思う。

【松山】

- ・結サポートについて、本人が亡くなったこと、つまり死亡届が提出されたことが事業を実施する社協に伝わらないと事前に契約していた内容が履行されない場合が想定されるが、何か対応を検討しているか。

→【社協】

- ・契約時には本人に対し、関係機関との情報共有の了解を得ている。
- ・亡くなる前の話になってしまうが、救急搬送された病院等からの問合せがあれば、亡くなった際に向けた具体的な対応も可能だと考える。
- ・また、第2次計画では、チームの範囲を広義の権利擁護支援としているため、必要に応じて、チーム会議を開催して、結サポートを利用する本人が亡くなった際の役割分担をすることも可能。
- ・利用者証を発行し、自宅に貼ってもらう方法等も検討している。

→【市】

- ・葬儀の事前契約やお墓の情報、遺言保管場所などを事前に登録し、必要な際に関係機関に情報提供できる仕組みを整えている市町村がいくつか存在している。
- ・先進的な例では、神奈川県横須賀市。県内でも大府市や田原市が実施しているので、こうした実践例の調査を進める。

【杉村】

- ・身寄りがない方については、緊急搬送で来られると困ることが多い。
- ・困るとよりそい支援課に連絡をすることが多いため、そのタイミングで、結サポー

ト事業を活用していることが分かると良い。

→【市】

- ・病院から亡くなりそうなタイミングで相談を受けることも多いため、対応は可能かと思われる。救急病院だけではなく、看取りの病院からの対応も検討していきたい。

【松山】

- ・死亡届の届出人（手続き対象者）には、家屋管理人があり、例えば病院で亡くなった際は病院長、施設で亡くなった際は施設長が該当する。
- ・この場合、病院長の場合は病院の住所のみで対応できると聞いたが、施設長の場合は施設長の本籍地まで記載や戸籍謄本の添付を求められるため心理的な面も含めて負担が大きいと聞いた。実態や改善の見込みはあるか。

→【市】

- ・死亡届には本籍等の記載が必要なのは事実。
- ・市民部が所管となるため、根拠法令等も含めて確認し、次回の協議会で報告する。

【阪田】

- ・（本資料14ページ）多機関協働による意思決定支援について。障がい分野でも様々な研修会を実施しているが、意思決定支援がテーマになることも多い。
- ・「サービスにつなぐ」だけではなく「本人の強みを活かす」生活支援の視点が必要。
- ・意思決定フォロワーという、支援者ではない支持者の存在は、本人が生きていく上で、本人のエンパワメントを付ける大きな要素になっていく。
- ・その視点も全体の枠に位置付けてもらえると良いと思う。

→【市】

- ・障がい者支援の中で、意思決定フォロワーが関わることの効果について、計画上で言うと、本資料14ページの③や⑤に該当する。
- ・できることについて、障がい福祉課も含めて相談していく。

【松山】

- ・8月に開催された地域福祉計画の会議では、委員長より、社会的なつながりを深める重要性から、結サポート事業の利用者による当事者会などに言及があったが、その後の検討状況はいかがか。

→【社協】

- ・議論は進んではないが、9月に先駆自治体である鹿児島県の「やどかりプラス」を視察。
- ・利用契約者の方々の互助会組織について確認をしたところ、利用者同士で、市役所や銀行の手続き、買い物支援、葬儀参列等を補い合っているとのこと。
- ・結サポート事業については、まだまだ利用者数は少ないが、互助会等の検討もできたら良い。

- ・事業に参加している市民、つまり利用者だけでなく、意思決定フォロワーなども含めて住民組織化を進められると良いと考えている。

→【市】

- ・利用契約者が集まって定期的に話ができることで、社会との接点が少ない方同士のつながりができるといった関係性が構築できている。
- ・組織化は有効ではあるが、社会福祉協議会が事務局になる仕組みの場合、利用契約者の主体性が薄れたり、負担感が増加する可能性もある。
- ・自主的な活動や情報交換会が生まれる環境整備ができると良い。有効性はあると感じながらも、やり方の工夫が必要。

【山地】

- ・地域包括支援センター職員は、認知症の地域支援推進員として認知症カフェ、ピア会、家族会等を開催している。
- ・本人同士や家族同士で集まることで、困りごと等を分かち合う良い場になっている。
- ・身寄りがない方々でお互いを支え合うのは良い取り組み。自主グループ化となるのは良いが、最初はどこかが取り組みのサポートをしていく必要がある。
- ・最終的にはインフォーマルサービスや緊急連絡先につながっていく取り組み。

→【市】

- ・社会福祉協議会とも相談しながらやっていく。
- ・豊田市は市域が広いため、28地域包括支援センターの活動とも連携できる部分があるため、検討していけたらと思う。

【阪田】

- ・権利擁護基金やベストミックス等、総合的に見ても、様々な機関が問題を共有していくことが大切。
- ・様々な機関が一緒にやっていくからこそ、問題をスピーディーに共有できる方法や仕組みが必要。
- ・資金面については、休眠預金や災害が共通問題となっている中で、その課題を活用しながら上手く連携している自治体もあるため、仕組み化を検討して欲しい。
- ・豊田市は広い市域のため、地域毎に課題は様々ではあるが、核となる所から地域に下ろしていく、持続可能な仕組みが必要。

→【市】

- ・課題共有や様々な人が関わる仕組みは重要。
- ・市としては、公的な会議等で課題共有をしながら施策につなげていくこと、社会福祉協議会としては、コミュニティソーシャルワーカーで地域の課題を聞く取り組みを行っている。

→【阪田】

- ・問題意識が強い程、地域も巻き込んでいる印象。

【松山】

- ・遺贈の受け入れに関しては、「取組みの概要」にも記載があるように、透明性は重要な視点である。
- ・法令遵守は当然のこと、寄付をしないと適切にケアしてもらえないと深層心理的に利用者に思わせてしまっては、良くない。
- ・結サポートに限らず、社会福祉法人の事業利用者も同様である。市町村行政として規制をすることはできないと思うが、より透明性の高い対応をしている法人を認証したり、公表したりすることは可能だと思うが、いかがか。

→【市】

- ・旧統一教会の関係で、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」が公布・施行されているが、市町村行政として規制などを行う規定はない。
- ・そのため、規制や罰則などはお見込みのとおり対応しがたいが、認証などの奨励的なアプローチは手段として可能だと考える。
- ・社会福祉法人側の意見や実態も確認して、適切に対応してまいりたい。

→【社協】

- ・先日、市と社会福祉協議会でファンドレイジングの有識者に来てもらい、勉強会を実施。
- ・法的に問題がなくても、透明性がないと市民の疑念が生じてしまう、という課題感はいいただいた。ルールの整備化が必要。

【山地】

- ・地域包括支援センターがひとり暮らし高齢者の支援に入る場合、見守りや安否確認の観点から、配食サービスの利用を勧めることもある。
- ・現在の配食サービスの利用者は2,300人程。その内1,000人程度がひとり暮らし高齢者。
- ・ただ、配食サービスを利用するには、緊急連絡先が必須となるため、身寄りのない高齢者の場合、利用できないことがある。
- ・ただし、例外も認められている。この点について、実態はどうなっているか。

→【市】

- ・所管部署である高齢福祉課に確認して、次回の協議会で報告する。
- ・事業の趣旨からして、異変があった際に連絡する先を予め把握しておく必要があるとは思う。
- ・ただし、身寄りのない高齢者の場合、基本的には一人暮らしが想定される。そうした方々の安否確認ができないのであれば、本末転倒になりかねない。
- ・原則と例外の取扱いも含めて確認してまいりたい。

→【山地】

- ・栄養のある食事を与えるだけでなく、安否確認が必要なケースについては、配食

サービスがとれる検討を進めて欲しい。

【オブザーバー（小川）】

- ・権利擁護支援について、多角的な視点からの検討状況や議論を聞くことができ大変参考になった。
- ・見直し後の豊田市の受任フローについては、本会議等でお知らせいただきたい。